

# 店舗の変更

- ・変更の内容によって、**予め届出が必要な場合と変更後30日以内に届出が必要な場合があります。**
- ・変更内容によって**必要書類が異なりますので、ご注意ください。**

※のある書類は、既に中央区保健所に同一の書類を提出しており、かつ事項に変更がない場合は不要

## 予め届出が必要な場合

### A: 店舗の名称の変更、相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先の変更、特定販売の中止

必要書類	記載上の注意等
<input type="checkbox"/> <b>変更届書</b>	<b>記載例</b> 参照 添付書類はありません。

### イ: 特定販売の実施、特定販売に係る各事項の変更

特定販売に係る各事項

- ・特定販売を行う際に使用する通信手段
- ・特定販売を行う医薬品の区分
- ・特定販売を行う時間
- ・営業時間のうち特定販売のみを行う時間
- ・特定販売を行う際に広告に表示する名称; 店舗の正式名称と異なる場合
- ・特定販売を広告する際の主たるホームページアドレス及びその概要; インターネットを利用して広告する場合
- ・特定販売を監督するために必要な設備の概要; 特定販売のみを行う時間がある場合

必要書類	記載上の注意等
<input type="checkbox"/> <b>変更届書</b>	<b>記載例</b> 参照
<input type="checkbox"/> <b>特定販売に係る事項</b>	<b>記載例</b> 参照

## 変更後30日以内に届出が必要な場合

### ウ: 店舗販売業者の氏名(名称)・住所の変更、店舗販売業者の業務に責任を有する役員の氏名の変更

必要書類	記載上の注意等
<input type="checkbox"/> <b>変更届書</b>	<b>記載例</b> 参照
<b>店舗販売業者が個人の場合</b> 店舗販売業者の氏名の変更 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(抄本)又は戸籍記載事項証明書 ※ 店舗販売業者の住所の変更 添付書類はありません。	6か月以内に発行されたものが有効 戸籍謄本(抄本)又は戸籍記載事項証明書については、届出の際、窓口で確認後すぐに返却いたします。
<b>店舗販売業者が法人の場合</b> 店舗販売業者の名称・住所の変更 <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書 ※ 役員の氏名の変更 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(抄本)又は戸籍記載事項証明書 ※	6か月以内に発行されたものが有効 戸籍謄本(抄本)又は戸籍記載事項証明書については、届出の際、窓口で確認後すぐに返却いたします。

### エ: 店舗販売業者の業務に責任を有する役員の変更(店舗販売業者が法人の場合のみ)

必要書類	記載上の注意等
<input type="checkbox"/> <b>変更届書</b>	1 <b>記載例</b> 参照 2 新しく店舗販売業者の業務に責任を有する役員になった者が欠格条項に該当しない場合は、備考欄の「 <input type="checkbox"/> 申請者は、法第5条第3号イからトまでのいずれにも該当しません」にチェック
<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書 ※	1 新しく店舗販売業者の業務に責任を有する役員が加わった場合は必要 2 6か月以内に発行されたものが有効
<input type="checkbox"/> <b>診断書</b> ※	申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員)が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合のみ添付 (注意) 診断年月日から <b>3か月以内</b> のものが有効

## オ:管理者・勤務薬剤師・登録販売者の就職・退職

必要書類	記載上の注意等
<input type="checkbox"/> 変更届書	記載例参照
<input type="checkbox"/> 資格者等一覧表	記載例参照
<input type="checkbox"/> 証書又は雇用契約書 ※	管理薬剤師・勤務薬剤師・登録販売者について、使用関係を証する書類
<input type="checkbox"/> 薬剤師免許証・販売従事登録証の写し ※	管理薬剤師・勤務薬剤師・登録販売者について、薬剤師免許証(又は登録済証明書)・販売従事登録証の本証も持参
登録販売者が管理者の場合  <input type="checkbox"/> 実務従事証明書 ・業務従事証明書 ※ もしくは  <input type="checkbox"/> 実務従事確認書 ・業務従事確認書 ※	<p>記載例参照</p> <p>1 一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間については実務従事証明書を、登録販売者として業務に従事した期間については業務従事証明書を提出</p> <p>2 実務・業務に従事した薬局・店舗ごとに必要</p> <p>※ 下記登録販売者の管理者要件のうち(3)もしくは経過措置に該当する場合は、実務従事確認書又は業務従事確認書を変更の届出をしようとする者が作成し、添付すること。</p> <p><b>【登録販売者の管理者の要件】</b></p> <p>第2類医薬品又は第3類医薬品を販売・授与する店舗の場合は、下記のいずれか。 第1類医薬品又は要指導医薬品を販売・授与する店舗の場合は、担当係にお問い合わせ下さい。</p> <p>(1) 過去5年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。)に従事した期間の合計が通算して2年以上(注)の登録販売者</p> <p>(2) 過去5年間のうち従事期間の合計が通算して1年以上(注)の者であって、継続的研修並びに追加的研修を修了した者</p> <p>(3) 従事期間が通算して1年以上(注)であり、過去に店舗管理者等として業務に従事した経験がある登録販売者</p> <p>—経過措置—</p> <p>店舗管理者等としての業務経験がない者であっても下記の①②の全てに該当する登録販売者は、当分の間、店舗管理者になることができる。</p> <p>①従事期間が通算して5年以上(注)であること。</p> <p>②薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令(昭和39年厚生省令第3号)第1条第1項第14号、第2条第1項第6号及び第3条第1項第5号に規定する一般用医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理を確保するために必要な研修を通算して5年以上受講していること。(研修は外部の研修実施機関が行う研修(継続的研修等)を受講していることが適当)</p> <p>(注)従事時間数については下記条件を満たすこと</p> <p>1年以上:「1カ月に160時間以上従事した期間が1年以上」もしくは「過去5年間のうち月当たりの時間数に関わらず通算1年以上、かつ、過去5年間に於いて合計1920時間以上従事」</p> <p>2年以上:「1カ月に80時間以上従事した期間が2年以上」もしくは「過去5年間のうち月当たりの時間数に関わらず通算2年以上、かつ、過去5年間に於いて合計1920時間以上従事」</p> <p>5年以上:「1カ月に80時間以上従事した期間が通算5年以上」もしくは「従事期間に関して月当たりの時間数に関わらず月単位で従事した期間が通算して5年以上あり、かつ、合計4800時間以上従事」</p>

## カ:管理者・勤務薬剤師・登録販売者の週当たり勤務時間数の変更

必要書類	記載上の注意等
<input type="checkbox"/> 変更届書	記載例参照
<input type="checkbox"/> 資格者等一覧表	記載例参照

## キ:管理者・勤務薬剤師・登録販売者の氏名の変更

必要書類	記載上の注意等
<input type="checkbox"/> 変更届書	記載例参照
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本(抄本)又は戸籍記載事項証明書 ※	6か月以内に発行されたものが有効 戸籍謄本(抄本)又は戸籍記載事項証明書については、届出の際、窓口で確認後すぐに返却いたします。

**ク:構造設備の主要部分の変更**

必要書類	記載上の注意等
<input type="checkbox"/> <b>変更届書</b>	<b>記載例</b> 参照
<input type="checkbox"/> 変更前後の平面図	1 店舗の面積(うちのりで計算)の明示 店舗総面積はおおむね13.2㎡以上必要 2 要指導医薬品・一般用医薬品の陳列場所を取り扱う医薬品の区分ごとに明示

**ケ:管理者の住所の変更、通常の営業日時の変更、販売又は授与する医薬品の区分の変更、兼営事業の種類の変更**

必要書類	記載上の注意等
<input type="checkbox"/> <b>変更届書</b>	<b>記載例</b> 参照 添付書類は必要ありません。